



マチレット

婚姻手続き早わかりBOOK

逗子市で 始める暮らし

Zushi Married Life
2025-2026

夫婦になる
あなたに読んでほしい！

逗子暮らし／婚姻届の書き方／よくあるご質問／オリジナル婚姻届

ご結婚 おめでとう ございます

いつまでも恋人同士のような、笑顔溢れる
ご家庭を築かれることを願っております。
お二人の末永いご健康とご多幸をお祈りいたします。

contents

逗子暮らし……………	P.2
婚姻届の書き方……………	P.3
よくあるご質問……………	P.5
オリジナル婚姻届……………	別紙

お問い合わせ

- ▶逗子市戸籍住民課（婚姻届に関すること）
電話：046-873-1111（代）
- ▶逗子市公式ホームページ
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/>



この冊子は有料広告を掲載しています。広告の内容について、市と関連するものではありません。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年3月発行

発行：逗子市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

逗子暮らし

逗子といえば海。

駅から住宅街を歩いて15分ほど歩いたところにある逗子海岸。

「駅近・遠浅・波が穏やか」が特徴で、子どもの海デビューにもぴったり。

毎年、多くの家族連れでにぎわっています。

また、ウィンドサーフィンやSUPなどマリンスポーツも盛んで、

休日には地元住民や都内から通う人でいっぱいです。

実は山もあるまち、逗子。

三方を山に囲まれ、市域に占める緑の割合は約6割。

披露山、二子山、池子の森自然公園などの自然が、

住宅街のすぐそばに広がっています。

春の新緑、秋の紅葉、冬には抜群の見晴らし。

ときには歴史を感じながら、一年を通してリフレッシュすることができます。

自然を身近に感じる逗子暮らしで、

毎日をもっと豊かに、幸せに。



シティプロモーションページ「逗子暮らし」
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/ijuteiju/1002527/index.html>



逗子市公式Instagram
https://www.instagram.com/zushi_official/



「逗子フォト」
<https://www.zushiphoto.jp/>

婚姻届の書き方

婚姻届

令和 7 年 3 月 1 日 届出

神奈川県逗子市長 殿

受 理	令 和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知	

本 届 書 中
字 訂 正
字 削 除
字 加 入

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
		ずし 氏 逗子	たろう 名 太郎	かながわ 氏 神奈川	はなこ 名 花子
(2)	生 年 月 日	平成5 年 5 月 5 日		平成5 年 3 月 3 日	
		住 所 神奈川県逗子市〇〇 一丁目 2 番地 3 号 〇〇マンション101		神奈川県逗子市□□ 678 番地 9 号	
(3)	本 籍	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5 番地		神奈川県逗子市□□ 678 番地	
		世帯主 の氏名 逗子 太郎		世帯主 の氏名 神奈川 幸男	
	父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄	父 逗子 寿之	続き柄	父 神奈川 幸男	続き柄
		母 逗子 結子	二 男	母 神奈川 和美	長 女
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養 子	養母	養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☒ 夫の氏 新本籍(左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☐ 妻の氏 神奈川県逗子市〇〇三丁目1 番地			
(5)	同居を始めた とき	令和7 年 1 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日		☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契 夫 妻 約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業	
	そ の 他				
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 逗子 太郎 印		妻 神奈川 花子 印	
	事件簿番号			住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	
				連絡先 電話 080(1234)XXXX 自宅・勤務先[]・携帯	

令和 年 月 日
午前 午後 時 分 受領
夫 ☐ 免 ☐ 旅 ☐ 個 ☐ その他 ☐ 無 ()
妻 ☐ 免 ☐ 旅 ☐ 個 ☐ その他 ☐ 無 ()
不受理 ☐ 有 ☐ 無
通知 ☐ 要 ☐ 不要
使者 ☐ 免 ☐ 旅 ☐ 個 ☐ その他 ☐ 無 ()
送付 令和 年 月 日
確 認 通 知



記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください(消えるボールペンは使用しないでください)。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください)。

届書は、1通でさしつかえありません。

証		人	
署名 (※押印は任意)	逗子 寿之 印	逗子 結子 印	
生年月日	昭和37年 1月 1日	昭和37年 2月 2日	
住所	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5 番地 6号	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5 番地 6号	
本籍	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5 番地	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5 番地	

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎押印は任意です。

よくあるご質問

Q 婚姻届出をする場合、届書以外に必要なものはありますか？

A 届書を持参される方の運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等の本人確認書類が必要です。

Q 証人は、必ず必要ですか？

A はい。婚姻届を提出するときは、証人として二人の方の署名が必要です。
成人の方であれば、親族でも友人でも構いません。

Q 結婚式の日婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。
市役所窓口の時間外に提出するにはどうすれば良いですか？

A 婚姻届は24時間受付できます。逗子市役所の場合、提出先は下記のようになります。

時間帯	提出場所
平日(月～金曜)の8時30分～17時00分	戸籍住民課窓口
上記以外の平日の時間帯、土曜、日曜、 祝日、年末年始	市庁舎1階警備員室

※時間外に届書を提出される場合は、警備員が受領(お預かり)します。翌開庁日に担当職員が届書を確認し、内容に不備がなければ受理します。戸籍に記載される婚姻日は、警備員が婚姻届を受領した日になります。

届書を時間外に提出し内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁して頂かなければならない場合があります。あらかじめ提出前に、届書の記載内容の確認を戸籍担当職員までお申し出いただくことをお勧めします。

Q 結婚と同時に逗子市の新居に引っ越す予定です。婚姻届が受理されれば、住所も変更されますか？

A 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届が必要になります。
住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

届	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入(※事前に前住所地で転出届が必要です。)	転入または転居した日から14日以内	本人または同一世帯の方	転出証明書・本人確認書類	※本人確認書類 ●運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●身体障害者手帳など
転居			本人確認書類	
世帯変更	変更があった日から14日以内		本人確認書類	

(注) 転入…逗子市外から逗子市内に住所を異動すること。 転居…逗子市内で住所を異動すること。

Q 婚姻届と同時に、住所の異動届を出そうと思います。
届書には引っ越し前の住所を書きますか？それとも新しい住所を書きますか？

A 新しい住所をお書きください。
住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

Q 結婚で氏が変わります。これに伴い、手続きをしなければならないものがあれば教えてください。

A 氏名を登録しているものはすべて変更が必要になります。ほんの一例ですが、下記のようなものが考えられます。
変更のために必要になる書類等の詳細は、直接手続き先にお問い合わせください。

例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険・年金関係、金融機関の口座名義、
各種資格関係、勤務先への届、電話・インターネット等通信関係、クレジットカード…など

また、希望する場合、住民票の写し、印鑑登録証明書、個人番号カードに旧氏を併記することができます。
詳細は、住所地にお問い合わせください。

結婚の手続き・届け出 やることリスト

氏名・住所変更

- ☐ マイナンバーカードの氏名変更
- ☐ マイナンバーカードの住所変更
- ☐ 銀行口座の氏名変更
- ☐ 銀行口座の住所変更
- ☐ パスポートの氏名変更
- ☐ クレジットカードの氏名変更
- ☐ クレジットカードの住所変更
- ☐ 運転免許証の氏名変更
- ☐ 運転免許証の住所変更
- ☐ 生命保険・損害保険の氏名変更
- ☐ 生命保険・損害保険の住所変更
- ☐ 資格関係の氏名変更
- ☐ 資格関係の住所変更
- ☐ 携帯電話の氏名変更
- ☐ 携帯電話の住所変更
- ☐ 健康保険・厚生年金の氏名変更
- ☐ 健康保険・厚生年金の住所変更
- ☐ その他の氏名変更
- ☐ その他の住所変更

婚姻の手続き

- ☐ 婚姻届の提出

引っ越しの手続き

- ☐ 転出届の提出
- ☐ 転入届の提出
 - ※同じ市区町村内で引っ越しをする人は、
転居届と世帯合併の手続き
- ☐ ライフラインの手続き

仕事・保険・年金に関わる手続き

- ☐ 失業給付の手続き
- ☐ 国民健康保険・国民年金(第1号)の手続き
- ☐ 健康保険・国民年金(第3号)の手続き
- ☐ 確定申告
- ☐ 勤めている職場に結婚の届け出をする